

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、内容の見直し	'措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0120060	違法駐車取締り権限の移譲	道路交通法第51条の4、第51条の8等	道路交通法の規定により、警察署長は、警察官等に放置車両の確認及び標識の取り付けを行わせることができることとされ、当該警察署長から報告を受けた都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といふ)は、当該車両の使用若しくは放置違反金の納付を命ずることができることとされている。ただし、警察官等により違法駐車行為を行った者に対する反則告知が行われ、その者が一定の期間内に反則金の納付をしたとき等は、この限りでないこととされている。 なお、同法の規定により、上記の放置車両の確認及び標識の取り付けに関する事務は、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとされている。	所轄警察署との協議によりあらかじめ設定した特定区域内において、独自に、若しくは所轄の警察署との連携のもとに、違法駐車取締りを行えるものとする。	本件については、当市第1次、第2次特区提案を契機に、国(警察庁)において検討が進められ、平成18年6月から、道路交通法の改正施行により一部業務が民間事業者に委託されることとなつたと承知しているが、当市が提案した市町村への権限移譲については、実現せずして推移している。 市町村、特に都市自治体において、交通安全対策は重要な課題である。また交通渋滞対策や、火災・救急搬送等、緊急時の迅速な活動のためにも、違法駐車をなくしていくことが重要である。草加市においても、日頃、管轄警察署のご尽力をいただきつつ、その推進に努めているところであるが、本件について民間事業者でも行使できる権限すら得られない現状では、対応策も限られている。 そこで、本件に特区制度を設けることを提案する。具体的には、特区として認定を受けた市町村は、管轄警察署との協議によりあらかじめ設定した特定区域内において、独自に、若しくは警察署との連携のもとに、違法駐車取締りを行えるものとする。この場合の取締りは、警察からの受託事務とせず、市町村が自ら行う事務とし、その経費は、反則金等の収入により自弁するものとする。これにより、国(若しくは都道府県)は、財政負担を増大することなく(違法駐車対策の推進が可能となり)、市町村においては、地域の実情に即応した違法駐車対策を行うことが可能となる。 当初は、設定する特定区域を絞り、その成果を踏まえて、漸次、区域の拡大をはかることを目指す。	C		右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	貴庁の回答によれば、放置車両の確認行為を委託できる法人として地方公共団体を含むということが、この行為はあくまでも警察からの委託であり、市が受託したとしても市が主体性をもちた取締りが出来るものではないと考えている。市が求めている措置は、警察署との連携は想定しているが、独自の取締りである。また、総合的な交通管理を行うために駐車違反のみ地方自治体が行うことは適切ではないとの指摘であるが、あくまでも限られた地域の違法駐車取締りを行うのであって、市の取締りは、警察署との連携のもとに、総合的な交通管理の中の一つに位置づけたいだけ良いものと考えられる。	C	前回回答のとおり、駐車違反の取締りは、総合的な交通管理を行うために駐車規制を始めとする交通規制や他の交通違反の取締りと共に一体的に行うことが適切であり、駐車違反のみについて別の主体が行うことは適切ではない。		1 1 4 8 0 2 0	草加市	11 埼玉県	警察庁	
0120070	自転車前照灯の要件に点滅式も追加	道路交通法第52条、道路交通法施行令第18条	道路交通法第52条により、車両等は夜間、道路にあるときは政令で定めるところにより、前照灯等をつけなければならないとされており、道路交通法施行令第18条により、軽車両は「公安委員会が定める灯火、をつけなければならない」とされている。	道路交通法では車両は前照灯を点灯させることになっているが、自転車においては、点灯だけでなく(点滅も認めることとする。	道路交通法第52条は、「車両等は、夜間(日没時から日出までの時間をいう。)道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車輪灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない」としているが、現在、自転車の視認性を高めるため点滅式ライトを設置するケースが増えている。この点滅式ライトは、一般の前照灯に比べた場合に、より車等外部から視認されやすいものであるが、現行法では、この点滅式ライトのみの使用は、「点灯、ではない」との理由により無灯火扱いとなり、道路交通法違反となつてしまう。 草加市などの都市部では、夜間においてより街路灯等により一定以上の灯りが確保されており、全くの暗闇になることはない。一方、狭い道や自動車の前照灯、自転車、歩行者が紛れしている。そのような地域においては、自転車の前照灯に求める性能は、前方を照らすことよりも、他の通行者、通行車両等から認識されやすくすることによる安全確保を優先するべきと思われる。そこで、草加市においては、道路交通法第52条の特例として、自転車の前照灯は点灯だけでなく点滅方式でも認めることとし、夜間点灯・点滅の履行を促進して安全性を高めたい。	D		右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 また、以下のことについて回答された。 道路交通法上、点滅も灯火に含まれると理解してよいか回答された。 点滅が灯火に含まれる場合、灯火と解することができる点滅の間隔等の基準等を定めたガイドライン等はあるのか、あるとすればどのような基準か、明確に回答された。 点滅が灯火に含まれない場合、新たに含むことは可能か、仮に不可能であれば、その理由を明確に回答された。 貴庁の回答では、「自転車の灯火に関する事項は、都道府県公安委員会が定めている」とのことであるが、そうであれば、各都道府県公安委員会の判断によって、点滅式が可能な地域とそうでない地域が存在する等、県ごとに自転車の灯火に関する基準を異なることとなり、自転車メーカーの仕様決定や、他業に自転車を利用する際に、混乱を生じることが想定される。警察庁においては、そのような混乱を回避するため、自転車の灯火の明るさ、色等の基準等を定めたガイドライン等を示していかが回答された。 本件について、自転車の灯火に関するガイドライン等があるのであれば当該ガイドラインの改訂、当該ガイドライン等がないのであれば別途発出という形で点滅も灯火に含まれると周知するように措置できないかを回答された。	ご回答の法解釈では、公安委員会の裁量範囲も限られてしまうとと思われる。本提案で想定している地域は、現状の自転車が搭載されている前照灯が点灯していない場合は走行できないような地域ではない。また、草加市においては、前照灯が点灯していなければ走行できないような場所はないと考えている。このような現状において自転車の前照灯を点灯させる意味として求められていることではなく、外部からの視認性を高め、安全確保することではないかと考えている。つまり、地域によって自転車の前照灯に求める機能に差が生じていても良いものであり、正に特区制度により対応することが望ましいものと考えている。	D	前回回答のとおり埼玉県公安委員会に相談された。 現行制度上、自転車の灯火に関する事項については、灯火の点滅の有無にかかわらず自転車の運転者が十分に確認することができるよう、道路交通法施行令第18条に基づき各都道府県公安委員会が定めているところである。 なお、自転車の前照灯に関するガイドライン等は存在しない。		1 1 4 8 0 3 0	草加市	11 埼玉県	警察庁		
0120080	電動バイクの速度規制の緩和	道路交通法第2条第1項第11号の3、同第3項第1号、道路交通法施行規則第1条の4	原動機を用いる身体障害者用の車いすの車体の構造については、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこととされている。	現行法で規定されている電動バイクの速度制限については、一定の要件を満たしている場合には、時速10kmまで出すことが可能とする。	主に高齢者を対象に電動バイクが普及の一途をたどり、高齢者の自立支援の一環を担っている現状を踏まえこれまで以上に高齢者が自立して安全に生活出来る地域を目指す。 電動バイクによる横断歩道走行中の事故等が多発している現状改善のために速度規制の緩和を実施する。速度制限の緩和と区域を限定し、特区内には特区であることを表示し、速度規定に関する管理はITSを利用し、特区内の一元管理を行う。 電動バイクによる交通事故の増加もまた事実であり、販売店での講習ならびに実地研修の義務づけを行う。一定の研修を終了することで、求める措置の対象とする。ひいては電動バイク利用者の利便性を向上させ、利用者の走行速度に対する不満や周囲の持つ既存のイメージの払拭等一歩進んだバリアフリーにつながる。 具体的な要件として、歩行者の交通の状況(歩く他にたすみや立ち話をすることなどを考慮)を考慮に入れた上で自動車の交通量に關係なく、歩行者の交通量が多い場合には3メートル以上、その他の場合には2メートル以上の距離を保持できない歩行者自転車道、また横断歩道走行時の速度制限の緩和を要請する。	C		貴庁からの回答では、「電動バイクは歩行者等との接触などによる事故が重大な被害をもたらす危険性が高いため、電動バイクの速度規制の緩和を容認することはできない」との回答であるが、提案者は、電動バイクによる横断歩道走行中の事故等が多発している現状改善を強く望んでいる。電動バイクの速度規制の緩和ではない別の手法等でも、当該事故等を未然に防(ための費用)の取組み(施設・対応)等があれば(検討中のものを含む)回答された。	C	警察庁では、増加傾向にある電動バイクの交通事故の抑止対策の一環として、電動バイクの製造メーカー等で組織される電動バイク安全普及協会等の関係団体等と連携し、利用者用・指導者用のマニュアルである「電動バイクの安全利用に関する手引き」や「電動バイク安全利用ビデオ」を作成配付するとともに、安全利用に係る指導者の育成や安全教育の実施及び広報啓発活動を展開してきている。 また、同マニュアルについては、警察庁のホームページに掲載してその普及を図っているほか、平成15年度に同マニュアルを活用したモデル事業を実施し、現在は、全国の都道府県警察等において指導者の育成や参加・体験・実践型の安全教室等に活用されている。 今後も、関係団体等との連携を密にして電動バイクに係る交通安全対策を推進し、交通事故防止を図ることとしている。		1 1 6 0 1 0	個人	14 神奈川県	警察庁			
0120090	コミュニティビークル特区	道路交通法第2条第3項第1号の3、同第3項第1号、道路交通法施行規則第1条の4	原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準において、車体の大きさは長120センチメートル、幅70センチメートル、高さ109センチメートルを超える大きさであり、かつ車体の構造が原動機として電動機を用いるもので、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができず、歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がなく、自動車又は原動機付自転車と外観を近く明確に識別することができるものとされている。	自動運転の本格的導入に向け実社会で実証実験を行うために、安全性の確保された一定の要件を満たした特別車両を使って、道路の一定の範囲に限って自動運転による走行を可能とする。車輪として、電動バイクを想定しており、現状の歩行者扱いの電動バイクに係る規制の再構築を提案する。	都市化・過疎化によって伝統的コミュニティが崩壊しつつある現在、誰もが安全に移動出来るより良いコミュニティ形勢のために車輪の自動運転が求められる。これを普及させるために実社会での実証実験を行うことが必要不可欠である。そのため、地域、通行可能な区域を限定し、現在の電動バイクに関する規制を再構築し、一般道路を自動運転走行可能とする。これにより、移動を容易にすることで新しい街作り、地域活性化を目指す。 現在の電動バイクのカテゴリ(長さ120cm、幅70cm、高さ109cm、最高速度6km/h)では、JIS規格があるのみで、道路交通法では歩行者扱いとなっているため、JIS規格や耐久性、衝突や追突の危険性等から、利用者、非利用者双方の共通が得られていない背景がある。 そこで、まず、車輪の仕様、速度規制等について、規制の緩和を行う。車輪の想定仕様は長さ170cm、幅80cm、高さ150cm以下、最高速度時速20km、最大積載量30kgである。他方で、一般車輪とは異なることが外部から誰にもわかるように特別なナンバーを取り付ける。普通免許、原付免許保持者は走行を許可し、無免許者は一定の講習を受けることで走行可能とする。走行可能な範囲として、特区であることを表示を行ったうえで、道路容量に余裕のある場所において設置された専用レーン、バリアフリー法を満たしている道路のみに限定する。 自動運転車輪として、複数の手段により、速度状況の管理、障害物を感知する機能、地域情報を得る機能を備え付ける。各機能の信頼性に対する定量的基準の設定を行い、基準が満たされているか否かの試験を行う。	D		右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。 また、平成19年12月5日付の貴庁から各都道府県警察署長へ発出された「原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について」の通知では、規格外の電動バイクを用いる場合の警察署長の確認について記載されている。規格外の電動バイクを用いる場合の警察署長の確認について記載されている。規格、高さ、長さを超えるものを想定している場合は、速度については、歩行者等との安全を確保するため、歩道幅が6m以下に設定し、自転車道又は、当該エリア専用の通行帯等に限り時速20km以下の走行とします。また、歩行者等から当該専用通行帯等までの歩道は少なくとも歩行者等と歩道幅が6m以下に設定し、専用通行帯に限り、開閉式の車いすとして走行(時速6km以下)させる。専用通行帯に限り、開閉式の車いすとして走行(時速20km以下)させます。当該専用通行帯の設置が可能な場合、このような電動バイクと位置づけ、走行実験を行うことが可能か回答させていただきます。また、当該電動バイクを歩行者等と同等に扱って、道路交通法上必要となる要件、措置等について具体的に回答願います。	今回の提案で想定している電動バイクは、運転免許が不要であり、病院の院内のみならず、現在電動バイクが走行可能な範囲を維持しつつ、一般的な車いすの基準(速度、幅、高さ、長さ)を超えるものを想定している場合は、速度については、歩行者等との安全を確保するため、歩道幅が6m以下に設定し、自転車道又は、当該エリア専用の通行帯等に限り時速20km以下の走行とします。また、歩行者等から当該専用通行帯等までの歩道は少なくとも歩行者等と歩道幅が6m以下に設定し、専用通行帯に限り、開閉式の車いすとして走行(時速6km以下)させる。専用通行帯に限り、開閉式の車いすとして走行(時速20km以下)させます。当該専用通行帯の設置が可能な場合、このような電動バイクと位置づけ、走行実験を行うことが可能か回答させていただきます。また、当該電動バイクを歩行者等と同等に扱って、道路交通法上必要となる要件、措置等について具体的に回答願います。	「提案者の想定している電動バイク」の内容が明らかでないが、道路交通法施行規則第1条の4第2項に基づき確認が行われることとなる具体例は、 ・身体障害者より下肢が書けなかったため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ・頭部に障害が生じ、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合等であり、実証実験への参加はこれに該当しない。 また、道路交通法において、内閣府令で定める基準を満たす電動バイクは歩行者として扱われて歩道を走行することとされており、内閣府令で定める基準を超える大きさのものを、電動バイクが6キロメートル毎時を超える速度で走行できるものについては、自動車又は原動機付自転車となり、その形状や性能から、幼児、妊婦、高齢者及び身体障害者等の歩行者と衝突し、死亡、負傷、後遺障害という重大な被害をもたらす危険性は高く、警察としては、御提案の車両を歩道走行させるとは交通事故防止、特に歩行者の安全を確保する観点から認めることはできない。 なお、自転車道についても、自転車の安全を図る観点から認めることはできない。		1 1 6 9 0 1 0	個人	13 東京都	警察庁 国土交通省			
0120100	生活道路における最高速度規制要件の緩和	道路交通法(昭和35年法律第106号)第4条、同法第42条、同法第43条、同法第70条、同法第71条	道路交通法第4条第1項には、「都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通安全その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めることにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる」と規定され、同条第2項に「交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定め、行う」と規定されている。	現在、生活道路(県公安委員会による最高速度標示がなされていない住宅地内等における日常生活に密着する市道)の最高速度規制は他の道路と同様、県公安委員会が道路標識等により行うことができるが、この生活道路の最高速度規制については、市域の実情に応じて、市長が行うことが可能とするもの。	川口市における生活道路を含む市道の速度規制状況は、50km/hが1%、40km/hが9%、30km/hが31%で残りの59%が最高速度標示のない道路である。最高速度が標示されていない生活道路は、50-30km/hと規制されている道路と異なり、60km/h以内で走行できることから、交通事故を誘発するおそれ、市民生活に危険が生じている。こうした危険性のある生活道路に、市長が自ら地域の実情に応じた規制をかけることにより、交通事故の発生が図られる。 なお、川口市では、平成18年9月25日に、最高速度標示のない生活道路において、臨海線沿いの自動車保育園児等の列に後方から突っ込み21人の死傷者(園児4人が死亡)を出す事故が発生した。幼い子どもの尊い命を失った家族や親族ならびに地域住民の精神的苦痛は計り知れないものがあり、再発防止に向けた各種施策を積極的に行っているところである。	C		右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	いわゆる生活道路は、道路幅員が狭(歩道やガードレールなどの交通安全施設の設置が難しく、歩行者と自動車が多量に発生することができない道路)であるが、速度規制は、その速度を出すことを許容する趣旨ではなく、運転者には常に安全で適正な速度で走行すべき安全運転義務が課せられており、川口市の交通安全については、事故発生地点が一時的停止標識の直前であり、安全運転義務が一時的停止標識を一時停止標識の直前で、当該地点を本件事故のような速度で走行することが必要である。したがって、市道における最高速度の交通規制を市長が行うことは、法定の各種義務のほか、接続する他の道路における交通規制や、市道における他の種類の交通規制との整合が確保できず、交通の安全と円滑が欠けて損なわれるおそれがある。 都道府県警察においては、生活道路における自動車の速度の抑制、道路の形状や交差点の存在の運転者への明示といった交通規制等を実施しているところであり、個別の交通規制に係る要望があれば、当該都道府県公安委員会に相談された。	C	1 0 3 4 0 1 0	川口市	11 埼玉県	警察庁			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、内容の見直し	'措置の内容、内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁	
0120160	ナンバープレートのデザイン規制緩和		登録自動車の自動車登録番号標は、道路運送車両法施行規則第11条第1項により、その様式が定められている。	地域の活性化の観点から、ナンバープレート上に、地域の特色を現すデザインを行うことを容認する。	現行のナンバープレート、ご当地ナンバープレートを問わず、プレート上に、ナンバーの識別に影響を与えない範囲で、地域の特色を現すデザインを施すことを容認する。地域独自のデザインを施すことで、地域の人々の連帯感の向上や、地域外の人々に対する地域のPRにもなり、地域の活性化につながると思われる。			自動車登録番号標は、同じ型式のものが多数運行している自動車について、個々の自動車を特定し、識別するたけ取り付けているものであることから、何人にも分かりやすく見やすいもので、また全国を移動するとい自動車は性質から様式(内容)について全国一律の基準で表示する必要があるところ、自由なデザインを施せることとなる。現場を走行する自動車の特定・識別が困難となり、自動車を利用した犯罪の捜査活動や交通違反の視認、追跡等の交通指導取締りに多大な支障を及ぼすおそれがある。						1 1 6 8 0 1 0	個人	13 東京都	警察庁 国土交通省		
0120170	種子島の南種子町において、希望者の発射を練習出来るように関係法令などの一部改定		銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条、第4条の2、第5条の3、第5条の4、第5条の5、第5条の10、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8から第5条の11まで、第5条の3、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年政令第16号)第6条の4	現状の銃砲刀剣類所持等取締法、内閣府令は銃の射撃練習については、住所地の都道府県公安委員会に講習等の申請を行うこととなっています。そこで、銃砲伝来の地である南種子町で銃の正しい知識を習得してもらうため、何処に居住する人でも、南種子町に設置された施設で銃の初級者講習を受けられ、講習終了証明書を受けられ、同日、若しくは翌日に同じ場所で練習資格認定証の交付を受け、南種子町に設置された練習射撃場において射撃練習を行うように関係法令の一部改定をお願いするものです。	種子島に数万人規模で交流人口を増加させ、地域の観光開港のみならず、各業界を活性化させるため、我が国に鉄砲が伝来した南種子町西之木本村前浜において、鉄砲の練習が出来施設を設置し、全国の射撃練習希望者が南種子町で初級者講習、同講習終了証明書の交付、練習資格認定証の交付を受けて、射撃練習を行ってもらうという計画です。現状の法令では、射撃練習を希望する者は住所地の都道府県公安委員会に各申請を行うこととなっています。そこで、この特区提案では、例えば東京都公安委員会に申請した場合でも、種子島の事業組合が運営する施設で初級者講習の受講から練習資格認定証の交付を受けて、射撃練習まで出来るようにすることで季節や天候の影響をあまり受けずに交流人口の増大を図りたいと考えております。提案に至った経緯は、過疎化をくい止めるために定住促進を行っているなか、一番の問題点として定住者の雇用機会を増大させる必要が感じられることから、観光や物産などの業界を活性化させる方策として、また新種子島空港が開港したものの、依然ジェット旅客機の就航はされず、更に鹿児島・種子島間の減便に至っていることから、少しでも多くの交流人口を得たいと考えました。社会的な安全性を高めるため、講習終了証明書の交付を受けた者であっても、免許証の写しを提出させ、犯罪歴やアルコール依存症、精神疾患による通院歴がない旨の署名をさせて、銃砲刀剣類所持等取締法による不適切者には利用させないことに対応したいと考えています。また、事故に対しては、一人の練習者に一人ずつ事業組合の指導員がついて指導し、事業組合で傷害保険に加入して行います。	C	銃の所持許可を受けるために義務付けられている講習は、銃による事件・事故が増加傾向にあったこと並びに銃所持者の法令遵守及び危害防止についての関心が高まった傾向にあることから、銃の所持許可に義務付けられたものであり、初心者講習については、その成果を確認するために審査試験を実施しており、これに合格することが、その後の教育資格認定、所持許可等の条件となっている。また、射撃講習は、銃の取扱いが未熟な者によって引き起こされる人身事故が増加傾向にあったことから、昭和33年に銃の所持許可を受けるに当たり、技能検定を受ける場合を除き同講習を受けその課程を修了しなくてはならないとされたのであるが、射撃講習では実際に講習を受ける際に銃を射撃させることから、銃を手にして安全と認められる前で行えば教育を受けさせることはできない。よって、教育資格の認定については、銃の所持許可申請があった場合と同様に、本人の面接はもとより、家庭、近隣住民等からの聞き取り調査等各種調査を行い、慎重に認定の適否を判断しなければならないことである。射撃講習は、銃の所持許可を受けるための要件とははかれていない。ただし、銃の所持許可を要する者が射撃講習を行うことは練習資格の認定を受けなければならないが、射撃講習も射撃教育と同様、実際に銃を射撃することから、その認定については本人の面接はもとより、家庭、近隣住民等からの聞き取り調査等各種調査を行い、慎重に認定の適否を判断しなければならないことである。以上のとおり、講習の受講は、その成果を確認するための審査試験も含め、その後住所を転居する都道府県公安委員会が責任を持って所持許可等の判断をするために実施することからすれば、住所地主権とすることが望ましい。また、教育資格認定及び練習資格認定については、各種調査を行い慎重に審査しているものであり、当該審査は、住所地を転居する都道府県公安委員会で行う必要はないものである。よって、銃の所持許可申請の手続きを特定制対応することはできない。							種子島銃砲特区	1 1 6 1 0 0 1 0	種子島U・ターン ンサポートセンター	46 鹿児島県	警察庁	
0120180	南種子町(古式銃)銃砲隊による火銃銃射の日程や時間の変更にも迅速に対応できるように関係法令の一部改定		火薬類取締法では、火薬類の譲受・消費の許可については都道府県知事の許可が必要とされているところ、古式銃砲等に使用する火薬類については都道府県公安委員会の許可とされているところである。火薬類の譲受の許可申請については火薬類の種類、数量、目的等を記載した申請書の提出により行い、消費の許可申請については消費の許可申請書に火薬類消費計画書を添えて行うこととされているが、火薬類の譲受の許可については譲受の目的が明らかでないときその他譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるとき、火薬類の消費の許可はその爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、許可をしないこととされている。なお、火薬類を消費し、又は消費することを要しなくなった場合において、なお火薬類の残量があるときは、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならないとされている。	火銃銃(古式銃)の射撃において、現状の法令では、南種子町銃砲隊・南種子町役場が都道府県知事に火薬の消費について届け出を行い、許可を受けて消費することとなっている。そこで、許可申請から許可を受けるまでの時間が短縮されるよう、南種子町においては、同手続きの簡略化、若しくは届け出制にしたいと考えています。若しくは、許可をしないこととされている。なお、火薬類を消費し、又は消費することを要しなくなった場合において、なお火薬類の残量があるときは、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならないとされている。	現在、お祭りなどのイベント時に南種子町(古式銃)銃砲隊が種子島と呼ばれる火銃銃(空砲)試験を行い観光客やお祭りに参加した人々に見学していただいています。しかし、雨が降ると試験が出来なくなることやイベントの日程が急遽変更になった場合などに、火薬類取締法、経済産業省令による火薬の消費に際する届出許可までに一ヶ月程度かかることから、間に合わない場合が少なからずあります。そこで、同申請から許可証の交付までの手続きを簡略化、若しくは届け出制にしたいと考えています。火薬類の譲受・消費許可手続の簡略化又は届け出制への変更により特定の地域において、世界各地で爆弾テロ等が現に発生し、また、新たなテロも発生し得る状況下において、特定の地域とはいえず、世界各地で爆弾テロ等が現に発生し、また、新たなテロも発生し得る状況下において、特定の地域とはいえず、火薬類の規制を緩和することは適当ではないと考えるべきである。	C	火薬類は、その取扱いを誤れば重大な事故に発展するおそれがあるほか、爆弾テロ等に悪用されるおそれもある危険なものであることから、火薬類の譲受・消費の許可については、慎重に判断するとともに既火薬類が生じないように日頃から関係者にも指導しているところである。火薬類の譲受・消費許可手続の簡略化又は届け出制への変更により特定の地域において、世界各地で爆弾テロ等が現に発生し、また、新たなテロも発生し得る状況下において、特定の地域とはいえず、火薬類の規制を緩和することは適当ではないと考えるべきである。			右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。また、普庁からの回答では、「火薬類の譲受・消費許可手続の簡略化又は届け出制への変更により特定の地域において、世界各地で爆弾テロ等が現に発生し、また、新たなテロも発生し得る状況下において、特定の地域とはいえず、火薬類の規制を緩和することは適当ではないと考えるべきである。」とのことであるが、火薬類の譲受・消費許可手続について、例えば、火薬類が問題な譲受・消費できることと認められた場合に限り、消費の時期や場所についてある程度の猶予をもたせて許可するなど、当該手続について柔軟に対応することが可能であるかと考えるが如何。						1 1 6 1 0 0 2 0	種子島U・ターン ンサポートセンター	46 鹿児島県	警察庁 経済産業省
0120190	21世紀のバトンビジネスモデル、バトン営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」を設置し、		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)以下「風俗法」といふ。第29条第1項第1号	ばちんこ営業は、客に遊技又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射撃心を惹きつけるため、風俗法において、ばちんこ営業を営もうする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射撃心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	バトン営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」を設置を行い、新しい賞品交換システムを採用することにより、社会貢献活動を推進する。具体的には、バトン営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第三条に定められた「貸玉・貸メダル」と同等金額にて安全なバトン営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻すことが出来るシステム、これは今回の提案を認めれば、文脈によるところの、不明瞭で不健全な三店方式による賞品交換システムにもなる弊害を解消し、全国で多発している犯罪(商品買取りに対する現金強奪事件、傷害事件等)を未然に防止することを目的としている。以上の提案により、「安心・安全・快適・感動」のある、シンプルで健全で合理的な娯楽施設を構築することが出来るのであります。	C	ばちんこ営業店内において遊技客の玉又はメダルを現金で購入すること等と同じく、ばちんこ営業店にて現金を賞品として提供すること等と同じく、当該営業について著しく客の射撃心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。								1 1 5 4 0 1 0	株式会社 玉越	23 愛知県	警察庁	
0120200	地域の治安強化		警察と地方公共団体との間で、職員の派遣や出向が行われている。	行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。そのために各自治体に設置されている「危機管理室」に高度な訓練をした自衛官(0Bも含む)・海上保安官(0Bも含む)、警察官(0Bも含む)を配置し、行政と連携した総合的な地域の治安対策・政策を実施する。	現在、不法入国者や不法滞在者が増加している。それらの中には徴兵制による軍事訓練を受けた者もあり、犯罪の内容が極めて高度化している。「地下鉄サリン事件」、「毒物等によるテロ行為」といった多数人を対象としたものだけでなく、「長崎市長の暗殺事件」に代表される「行政官に対する恐喝」が発生しており、国内の治安が悪化しているのが現状である。優秀な人材へのテロ行為や犯罪の増加は地域経済において、建築物への被害といった物的な被害だけではなく、犯罪の恐怖により地域住民の日常生活が阻害されるといった人的被害も大きなものとなる。テロ・治安は横断行政による総合的な対応が必要である。行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。各自治体に設置されている「危機管理室」へ(自衛官(0Bも含む)・海上保安官(0Bも含む)・警察官(0Bも含む)の派遣し、行政と連携した総合的な地域の治安対策を実施する。それにより、地域からテロ・犯罪を撲滅する。		警察庁及び都道府県警察から、地方公共団体の危機管理・防犯部門等に警察官が出向するなど、警察と地方公共団体等とが連携して総合的な治安対策を推進しているところである。			右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。						1 0 2 2 0 1 0	個人	27 大阪府	警察庁 総務省 国土交通省 防衛省
0120210	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による入札参加者の負担軽減			入札参加者に対する暴力団調査手続きは落札事業者に対し実施することで良いものとするべきである。	公共サービス改革法の運用に関し、暴力団排除のための調査を行うよう通知が示されているところであるが、調査手続は極めて詳細であり、自治体だけでは入札参加民間事業者にとっても入札の度に詳細な資料を作成するのは手続的負担が大変である。そこで、自治体に対しては、調査すべきとするが、暴力団排除の趣旨を達成するためには落札事業者に対して調査を実施すれば足りるものであり、またそうすることでその民間事業者から作業負担を軽減させることにもなる。同通知については自治法245条に基づく技術的助言とされるが、暴力団調査手続きについては通知以外の他の要領によることも可能であることを明確化する方が、あるいは同通知を改め、前述のように手続きを簡素化すべきである。		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号、以下「法」といふ。)第10条第4号及び第6号から第9号までは、暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除条項」といふ。)が整備されており、警察では、当該規定の実効性を担保するため、実施機関から暴力団排除条項の該当性について照会を受けている。照会を受けた場合に、警察では、各種調査を実施する必要があることから、実施機関への回答までに最長で30日を要することがある。このため、落札者決定後に当該落札者に対して照会を受けた場合には、その時点から最長で30日の期間が必要となり、また、当該落札者が暴力団排除条項に該当した場合は、再度落札者を決定し、その者に関する照会期間が必要となる。落札後から契約までの期間が長期に及ぶ可能性があるが、落札後に照会を実施することについて、法を所管する内閣府が問題はないの見解を示し、また、実施機関が以後の入札スケジュールに支障をきたすおそれがないとする場合には、警察としては、落札者決定後に当該落札者に限定して暴力団排除条項該当性の照会を受けることについて問題はない。		ご回答趣旨については理解し、また現行通知に基づく事務負担にも所要日数制約とあることと理解したところ、このため、入札者に対する確認(現要領)を維持しつつ、このほか、落札者に対する確認(当初提案内容)を通知事項として追加していただけるようであれば幸いです。また、他法他業にあっては、他法他業と同様の確認が実質的に実施されている場合には、実施機関の判断により、当該確認をもって代替可能とできれば便値である。もとのような措置は実施機関の責任においてなされるべき事項ではあるが、技術的助言としてこの点を明示していただけるようであれば幸いです。						1 0 5 1 2 0 1 0	個人	13 東京都	警察庁	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0120210	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による入札参加者の負担軽減			入札参加者に対する暴力団調査手続きは落札事業者に対し実施することで良いものとするべきである。	公共サービス改革法の運用に関し、暴力団排除のための調査を行うよう通知が示されているところであるが、調査手続は極めて詳細であり、自治体だけではなく(入札参加民間事業者にとっても)入札の度に詳細な資料を作成するのは手続的負担が大きいところである。 同通知は、すべての入札参加者に対して暴力団調査手続きを実施すべきとするが、暴力団排除の趣旨を達成するためには落札事業者に対して調査を実施すれば足りるのであり、またそうすることで多くの民間事業者から作業負担を軽減させることにもなる。 同通知については自治法24条に基づき(技術的助言とされるが、暴力団調査手続きについて通知以外の他の要領によることも可能であることを明確化するか、あるいは同通知を改め、前述のように手続きを簡素化すべきである。			競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号、以下「法」という。)、第10条第4号及び第6号から第9号までは、暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除条項」という。)が整備されており、警察では、当該規定の実効性を担保するため、実施機関から暴力団排除条項の該当性について照会を受けている。 照会を受けた場合に、警察では、各種調査を実施する必要がことから、実施機関への回答までに最長で30日を要することがある。このため、落札者決定後に当該落札者について照会を受けた場合には、その時点から最長で30日の期間が必要となり、また、当該落札者が暴力団排除条項に該当した場合は、再度落札者決定し、その者に関する照会期間が必要となるなど、落札後から契約までの期間が長期に及ぶ可能性があるが、落札後に照会を実施することによって、法を所管する内閣府が問題ないとの見解を示し、また、実施機関が以後の入札スケジュールに支障をきたすおそれがないとする場合には、警察としては、落札者決定後に当該落札者に限定して暴力団排除条項該当性の照会を受けることについて問題はない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	ご回答趣旨については理解し、また現行通知に基づき(事務要領にも所要日数抑制という点で一定の合理的根拠があることも理解した)ところ、このため、入札者に対する確認(照会)を継続しつつ、このほか、落札者に対する確認(当初提案内容)を選択肢として追加していたらよいようにあわせている。また、他法他施策において暴力団欠格審査と同等の確認が実質的に実施されている場合には、実施機関の判断により、当該確認をもって代替可能とできれば便宜である。もとよりこのような措置は実施機関の責任においてなされるべき事務ではあるが、技術的助言としてこの点を明示していただければ幸いです。					3 0 0 3 2 0 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	警察庁 内閣府
0120220	警察と連携して生活犯罪を防止	刑事訴訟法第189条	刑事訴訟法第189条等の規定により捜査権は、警察官、検察官等及び特別の事項について職務を行う特別司法警察職員等に限定されて付与されている。	警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事項について捜査権を付与する。	凶悪な犯罪が増加する一方、ゴミの不法投棄、公的給付制度の悪用(不正受給)など、地方行政分野での犯罪行為も後を絶たない。これら事案は違法行為であるため、犯罪捜査の必要性が生じるところであるが、すべての事案を警察が取り締まることは困難である。よって行政側の関係部署職員が、当該事案に係る警察官の職務執行を補助することができれば、より効果的な摘発、予防措置になると同時に、警察においても負担の軽減につながる。より凶悪な犯罪対策に集中できるようになる。 そのため、市町村への派遣を受けた警察官の指示のもと、行政職員が違法行為の現行行為、制止行動、関係人への聞き取りなどを行えるようにし、悪質な場合は司法処分につなげられる体制づくりが必要である。 例えば、埼玉県では7月1日より迷惑行為防止条例が施行され、客引き行為等の規制が強化されることになっているが、この取締りの一部を本市でも行うことができれば、条例をより効果的に機能させることができるのではないかと考えている。 そこで、刑事訴訟法第189条の特例として、特区認定市町村においては、管轄の警察署より警察官の派遣を受け、その警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事項について犯罪捜査に従事できることとし、警察署と連携して地域の安全・安心度を高められるようにしたい。当面、先に挙げた条例に係るもののほか、ゴミの不法投棄や資源物の持ち去り行為、生活保護費等の不正受給の取締りを想定している。			捜査活動は人権に関わる場所が多いため、刑事訴訟法上捜査権が付与される者の範囲は、警察官、検察官等以外には、警察官の配置及びその捜査権行使が困難な場合、行政職員が職務遂行上犯罪発見の機会が多く、また、その職務上の特別知識を有効に活用するが理由として、捜査権を付与する旨に限定されている。したがって、そのような事情が認められないにもかかわらず、「警察官の指示のもとに、司法警察職員でない者に刑事訴訟法の特例として捜査権を付与することは、刑事訴訟法が特別司法警察職員を特定の者に限定している趣旨から適切でない」と考える。 なお、行政職員はその職務の範囲内で警察官の職務執行に協力することは可能であることから、「警察官の職務執行を補助」(具体的事業の実施内容・提案理由、第3段階)することは、現行制度の特組みの範囲内においても一定程度実現することは可能と考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	貴庁の回答では、現状において警察官、検察官以外で刑事訴訟法上の捜査権が付与される条件は、警察官の配置、及びその捜査権行使が困難な行政職員が職務遂行上犯罪発見の機会が多い、特殊知識を利用することが捜査に便宜とすることであるが、市役所においては、このうち、 ・が当てはまるものと考えられる。つまり、貴庁が想定している行為は、生活保護等の不正受給や、ゴミの不法投棄であり、正に市において犯罪発見の機会が多く、専門知識も有しているものである。よって、提案のとおり特定の事項について所轄警察署との連携のもと、派遣された警察官の指示に基づいて捜査行為が行えるよう要望する。			1 1 4 8 0 1 0	華加市	11 埼玉県	警察庁 法務省		
0120230	外国人入国の規制緩和			お見合いのために入国する外国人のためのブライダルビザを新設する。	近年国際結婚が増え、日本の少子化問題も鑑みて、日本人と外国人のブライダル事業を活性化させるべきではないでしょうか。 現在、在留資格で日本人入国するのに17種類のビザがありますが、ブライダル目的で入国することに関しては対応し切れておらず、観光ビザで入国し、婚約しない結婚してから、再入国するのが現状であり、ブライダル事業の大きな障害となっています。 なぜならば、1つの目的に対し、2度も3度もビザを取らなければならないというのは日本人にとっても外国人にとっても苦痛だからです。 なお、スポーツ選手などが日本に入国してから逃げ、不法就労者になってしまう現状を踏まえ、危険性を防止するために、日本側受け入れ先を認定のある寺院(宗教法廷成立の昭和19年に成立した宗教法人)や実績のあるブライダル協会(設立から10年以上経過など)に限定し、認定制にすることなどにより、受け入れ側の居場所をはっきりし、お見合い会場も明確なものに限りビザをおろすようにする。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考える。						1 0 1 2 0 1 0	個人	27 大阪府	警察庁 法務省	
0120240	田舎暮らし外国人誘致特区			沢山の外国人が第2の人生を過ごす際に、四季があり、安全で水が美味しい日本において永住してもらうことを目的とする。 【永住権】取得の条件緩和をすることにより外国人誘致を積極的に進める。	【永住権】の軽減を以下のとおりとする。 ・日本へ訪れた回数10回以上かつ日本への通算滞在期間70日以上 ・全国から申請があった市長に限り同居できることとする。 【結果】 過疎化の村に新たな人材をいれることで活性化し、異文化コミュニケーションが図れ地方の元気を取り戻す。 また、外国人を誘致することにより、スーパーなど生活圏施設の充実し地域活性化となる。 外国人は、充実したサードライフを日本で過ごすことで新たな活力を得る。 【受入体制】 ・日本で外国との姉妹都市・提携都市の市長は、積極的に当該都市の住民を受け入れることにすることでより充実した交流を行なうことができる。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、永住権取得の要件を御提案のとおり緩和することした場合、日本における選考実績及び滞在期間のみをもって永住が認められることとなり、他の在留資格を取得することが困難な外国人が不法な目的で当該資格を取得するおそれがある。このような治安に与える様々な影響については十分に考慮する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。						1 0 5 5 0 6 0	(株)パノナシャトーキャピネット	13 東京都	警察庁 法務省	
0120250	外国人の起業規制緩和特区			2人以上の常勤職員の雇用 人数規制をなく 個人での事業立ち上げも可能とする 年間投資額500万円以上 投資額下限の引下げ(100万円)	【結果】 過疎化の村に新たな人材をいれることで活性化し、異文化コミュニケーションが図れ地方の元気を取り戻す。 また、外国人を誘致することにより、スーパーなど生活圏施設の充実し地域活性化となる。 外国人は、充実したサードライフを日本で過ごすことで新たな活力を得る。 【受入体制】 ・日本で外国との姉妹都市・提携都市の市長は、積極的に当該都市の住民を受け入れることにすることでより充実した交流を行なうことができる。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、「投資・経営」の在留資格の審査基準を御提案のとおり緩和することした場合、投資又は経営の実体のない者による在留資格の取得を事実上認めることとなり、当該制度を悪用した不法就労等を促すおそれがある。このような治安に与える様々な影響については十分に考慮する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。					1 0 5 5 0 3 0	(株)パノナシャトーキャピネット	13 東京都	警察庁 法務省 厚生労働省		
0120260	'投資・経営'、'技術'、'人文知識・国際業務'の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与			'投資・経営' (直接事業に投資し経営をする外国人及び資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人経営者)及び'技術'、'人文知識・国際業務' (資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員)の在留資格を有する外国人の扶養を要する同居する親が行う活動を「特定活動」として許容される活動に追加する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、世界的な外資系企業が本社を設け、また、外国人による起業も多い。これらが、地域経済を支える大きな柱となっており、経済活動を再活性化するための措置が必要である。 事業に直接投資し経営する外国人やグローバル企業の経営者・社員といった、兵庫・神戸の経済活動力向上において必要不可欠な人材が、親の問題で入国を断念することがないよう、親の同居を求めものである。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、親子関係の偽装等を防止するための措置がとられない限り、当該制度を悪用した不法入国を促すおそれがある。このような治安に与える様々な影響については十分に考慮する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	ひょうご・神戸は、世界的な外資系企業の本社及び外国人起業家が、地域経済の大きな担い手であるという地域特性を有している。本提案は、地域にとって、「特定研究活動等の対象となる外国人研究者」と同程度に重要な外国人が、躊躇することなく(入国)できること、その同居する親について特別措置を求めものである。特定研究活動等の対象となる外国人研究者の親の活動が在留資格「特定活動」に付与されていることを鑑みた場合、本提案の特区としての対応の余地を認めないことの意味が明確ではなく、その理由をお聞きしたい。			1 1 6 0 0 2 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	警察庁 法務省		
0120270	'投資・経営'の「事業所の確保(存在)」の認定の緩和			'投資・経営'の在留資格に係る基準において、起業する場合における基準である「事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、留学生などを中心に、外国人による起業も多く、これらが、地域経済を支える大きな柱となっている。 外国人が起業する場合、資力が十分でなく、また一人で会社を立ち上げることが多い。外国の起業を促進し地域経済の活性化を図るため、「住居」を「事業所」として申請する場合の要件の緩和を図るものである。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	ひょうご・神戸は、開港以来、外国人起業家が地域経済の大きな担い手であるという地域特性を有している。補足資料の「'投資・経営'の「事業所の確保(存在)」の認定の緩和について」のとおり、事業目的占有のスペースを明確に区分して設置しているケースにおいても、認定が下っていない状況に鑑み、「外国人経営者の在留資格の明確化について」(法務省入国管理局 平成17年8月)における「事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和することを求めるものである。			1 1 6 0 0 6 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁	
0120280	外国企業による新規事業拠点創設時に必要な外国人材向け在留資格認定手続き簡素化			【内容】 期間更新により「短期滞在」を最大180日間付与することにより運用されている現行制度に閉じて、事業拠点設置準備段階にふさわしい在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備段階から「投資・経営」「企業内転勤」等の在留資格の付与	【実施内容】 外国企業が新規の事業拠点を創設する段階において、拠点立上げ業務を担当する外国人材が日本で活動する際に利便性の高い在留資格制度を創出する。 【提案理由・目的・効果】 当地へ進出予定の外国企業で一定の要件を満たす者については、拠点設置の準備段階から活動目的に合致した「在留資格」を付与することで、拠点設置に必要な活動の円滑化を図り、アジアをはじめとする外国企業の対日投資を促進し資する。 在留資格「短期滞在」では、最大180日間までしか期間が認められていないことから、日本法人及び日本支店設置業務に必要な行為(銀行口座の開設、オフィスや社宅の賃借契約など)が在留資格「短期滞在」だからという理由で行えない現状がある。よって、拠点設置に限定した「在留資格」を創設するか、「投資・経営」などの既存の在留資格の付与要件を緩和することにより、日本国内における拠点設置の準備を進める外国人材に対する社会的な信用度も高く評価されると考えられ、対日投資の増加を図れるからである。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考ええる。						福岡・アジアゲートウェイ構想	1187160	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省	
0120290	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和			【内容】 人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適応化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定(就労準備)研修」の創設 専修学校専門課程の修業年限規制(現行1年以上)を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。	【実施内容】 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 【提案理由・目的・効果等】 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果「昨日まで本国、明日から日本の職場」となり、トラブルや離職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。 参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と産産省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考ええる。						福岡・アジアゲートウェイ構想	1187170	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	
0120300	起業準備外国人留学生への在留資格緩和または創設			【内容】 外国人留学生が卒業後、会社等を設立する場合は、その準備活動を行うための在留資格の変更は認められていない。そのため、外国人留学生が日本で起業する場合の準備活動に必要な在留資格を創設する。	【実施内容】 外国人留学生が卒業後、日本の企業に就職する準備活動中に在留資格が付与される場合と同じように、外国人留学生が卒業後に起業する場合においても、その準備活動中にも在留資格を付与することにより、日本で学んだ留学生の日本での事業活動の機会を増やし、高度外国人材の誘致を促進する。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、現在、法務省において、大学等を卒業後の留学生の起業活動について規定するため、連携作成等の所要の措置を行っているところと承知している。						福岡・アジアゲートウェイ構想	1187180	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省	
0120310	留学生の民間企業によるインターンシップ受入が可能となる在留資格要件の緩和			【内容】 留学生が働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。このため、留学生が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でインターンシップによる実習が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。	【実施内容】 留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。 【提案理由・目的・効果等】 留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就業機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が極めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、留学生の労働時間の制限を御提案のとおり緩和することとした場合、本来就労を目的とはしていないはずの留学生であっても事実上就労と同等の労働をすることが可能となり、就労目的での当該資格の取得を促すおそれがある。このような治安に与える様々な影響について十分に考慮する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考ええる。						福岡・アジアゲートウェイ構想	1187190	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省	
0120320	「研究交流ビザ(仮称)」の創設			【内容】 各国の教員及び学生等が半年間日本の出入国を行えるような「研究交流ビザ(仮称)」新規在留資格を創設する。	【実施内容】 例えば、半年間の教育・研究等を行うような人材や福岡で開催されるフォーラム等への出席のみに入国する研究者等を福岡に呼び込めるような「研究交流査証」・新規在留資格を創設する。 【提案理由・目的・効果】 海外の教員・学生及び研究者が福岡の大学や会議等において、教育・研究活動及び講演活動を行うことや海外の学生が福岡の大学で半年間(一年間未満)の講座等を受講しようとする場合、既存の「数次査証」及び在留資格「短期滞在」を取得して受講することが考えられるが、「数次査証」は、対象者の要件が厳しく、学生は要件に該当しない。また、在留資格「短期滞在」は、一度延長しても180日間までしか認められなく、また、更新されるかどうか分からない。以上の点から、半年間という期間を対象にした査証・在留資格の創設が必要である。また、この査証に限っては、福岡でのフォーラム等への出席のみを目的に入国する場合は必要書類が簡素化できるものとする。この査証の創設により、福岡においてアジア諸国の情報・人材・技術等のネットワークの構築が進み、アジア諸国との協力・連携を促進することができる。と考える。			御提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、本件要望の御趣旨については、現行の制度で対応可能であると考ええる。							福岡・アジアゲートウェイ構想	1187200	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 外務省